

第3号議案 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び瀬戸市議会会議規則第15条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

令和4年3月22日

瀬戸市議会議長 宮園 伸仁 殿

発議者 瀬戸市議会議員

白井 淳

” 藤井篤保

” 中川昌也

” 松原大介

” 原田 学

” 浅井寿美

” 新井亜由美

”

”

”

”

”

”

(別紙)

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に対する修正案

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（４年市長提出第３号議案）の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和４年１０月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、 <u>規則で定める日</u> から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和４年１０月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、 <u>令和５年９月１日</u> から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画（令和４年１月２５日策定）で定めた燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料を徴収する等に当たり、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中所要の事項を改正するため必要であるが、別表のごみ袋値上げについては、全市民の毎日の生活に関わる重要な施策であるため、施行日を規則に定める日から施行するに改める。